

大情審答申第 408 号  
平成 27 年 12 月 22 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会  
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成27年4月8日付け大都計建確第12号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 27 年 3 月 6 日付け大都計建確第 268 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 27 年 2 月 23 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市都島区都島本通 1-1-〇 〇〇ビルの西側隣接地並びに西側隣接地の北側の建物の建築に係る書類全て」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定を行った。

記

「当該公文書は存在したが、保存年限（1年）が経過したために廃棄しており、実際に存在しないため」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 27 年 3 月 10 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定に係る決定通知書は、「非公開の理由」として「保存年限が経過したため廃棄している」と通知しています。

しかしながら、大阪市職員が職務上、作成・取得した情報で有り、組織的に用いられている文書が全て1年で破棄されるとは考えられない。

さらに、どのような文書を1年で破棄しているのか、理由が具体的ではありません。

このようなことでは、今後具体的な理由を明らかにしないまま、公文書の「不存在」を理由にして、あらゆる場合において非公開とすることができるようになってしまいます。

- 2 実施機関は理由説明書において対象文書について「建築確認申請に関する書類」に限定している。

しかしながら、今日では建物を建築しようとするれば様々な手続きが必要となっており、実施機関が対象文書を「建築確認申請に関する書類」だけに限定し、他の文書を検索しないのは、条例に則った処理とは考えられない。

### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関が保有する建築に関する文書について

本件請求は、大阪市都島区に存在する〇〇ビルの西側隣接地の建物（以下「本件建築物1」という。）及び西側隣接地北側の建物（以下「本件建築物2」といい、本件建築物1とあわせて「本件各建築物」という。）の建築に係る書類を求めるものである。

ここで、実施機関が保有する建築に関する文書は、建築確認申請に関する書類、建築計画概要書及び確認申請・許可等カードである。

- 2 建築計画概要書及び確認申請・許可等カードについて

建築計画概要書については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定に基づき書類を閲覧することができ、又、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の3の規定に基づき写しの交付を受けることができるとされている。また、確認申請・許可等カードについても同様に法令等の趣旨に基づいて閲覧及び写しの交付を受けることができるよう運用しているところである。

したがって、建築計画概要書及び確認申請・許可等カードについては、条例第15条第2項に基づき、条例の規定は適用されない。

以上により、本件文書は、建築確認申請に関する書類のみとなり、本件文書には、建築確認申請に関する情報が記載されている。

- 3 建築確認申請に関する書類について

本件建築物1は昭和51年に、本件建築物2は昭和46年に、それぞれ建築確認がさ

れていることから、当時は建築確認申請に関する書類が存在していた。

しかしながら、本件文書は保存年限を経過したために廃棄され現存しないため、本件決定を行ったものである。

なお、本件決定に係る決定通知書において、本件文書に係る保存年限を1年として記載していたが、本件異議申立てを受けて改めて確認したところ、昭和46年及び51年当時の文書分類表においては、款4項5目1節1「建築確認申請書（1～4号）」として保存年限は3年とされていたことが判明した。

したがって、本件決定に係る決定通知書の「公開請求に係る公文書を保有していない理由」欄の記載に誤りがあったところであり、今後は実施機関としてこのような誤りがないよう努めて参りたい。

なお、建築確認申請に関する書類については、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の一部改正（平成19年6月20日施行）により15年保存が義務付けられたことから、平成21年3月に文書分類表の改正が行われ、現在は、款6項2目2節0「建築確認申請等関係書類」として保存年限は15年とされている。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

### 2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定の取消しを求めている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件文書が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

### 3 本件決定の妥当性について

(1) 異議申立人は、前記第3の1のとおり、本件文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであって、組織的に用いられている文書が全て1年で破棄されるとは考えられない旨、主張している。

これに対し、実施機関は、前記第4の3のとおり、本件建築物1は昭和51年に、本件建築物2は昭和46年に、それぞれ建築確認がされていることから、当時は建築確認申請に関する書類が存在していたが、本件文書は保存年限である3年を経過したために廃棄され現存しない旨、主張している。

当審査会において、実施機関が保有している本件各建築物に係る建築計画概要書及び確認申請・許可等カードを確認したところ、確かに本件建築物1は昭和51年に、本件建築物2は昭和46年に、それぞれ建築されたことが確認できた。

これを踏まえると、本件各建築物の建築から少なくとも30年を経過しており、保存年限が経過したために本件文書を廃棄したとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

- (2) 異議申立人は、前記第3の2のとおり、実施機関が対象文書を「建築確認申請に関する書類」だけに限定し、他の文書を探索しないのは、条例に則った処理とは考えられず、本市ホームページにあるように現在では様々な制度がある旨、主張している。

この点について実施機関に確認したところ、現在は異議申立人が主張するように建物の建築に関して建築確認申請以外の様々な制度があるが、本件各建築物が建築された昭和46年及び昭和51年当時では、これらの制度は存在せず、また、本件各建築物の場所及び規模からも、本件各建築物の建築に関して建築確認申請以外の制度は想定し難いとのことであった。

大阪市における公文書の保存期間は最長30年とされているところ、本件各建築物の建築から少なくとも30年を経過していることもあわせ踏まえると、建築確認申請に関する文書以外に、他に特定すべき公文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る特段の事情も認められない。

#### 4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団

(参考) 答申に至る経過

平成27年度諮問受理第1号

年 月 日	経 過
平成27年4月8日	諮問
平成27年6月1日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成27年7月1日	異議申立人から意見書の提出
平成27年10月16日	審議（論点整理）及び実施機関理由説明
平成27年10月30日	審議（答申案）
平成27年11月13日	審議（答申案）
平成27年12月22日	答申